

被災中小企業再建支援事業等補助金

令和4年9月23日からの台風15号による豪雨により被害を受けた市内中小企業の被災した施設・設備等の復旧に要する費用を静岡県の被災中小企業再建支援事業費補助金と連携し、支援します。

対象者

- ◆静岡市内に事業所を有する中小企業者、小規模事業者で、業務用の施設、設備等に被害を受け、罹災証明書等の交付を受けた者
- ◆県の「被災中小企業再建支援事業費補助金」の交付確定を受けた者

対象経費

対象	内容
施設	事務所、店舗、工場等の修繕
設備等	償却資産の修理、購入
車両	業務用車両等の修理、購入
その他	清掃委託費、復旧に直接要するもの

※静岡県が実施する「被災中小企業再建支援事業費補助金」と同一

※補助対象となる施設、設備、車両などは、原則として資産計上されているものに限り、（固定資産台帳等により確認）※既に着手済みの復旧経費も補助要件を満たす場合は、発災時に遡って対象経費とすることができます。

補助額等

静岡県が実施する「被災中小企業再建支援事業費補助金」と合わせて復旧に要する費用の一部を支援します。（市：補助上限額100万円）

	対象経費	県の補助	市の補助
中小企業者	100万円を超えるもの	補助率：1/2 補助金額：50万円～200万円	補助率：1/4 補助金額：25万円～100万円
	100万円以下で 40万円を超えるもの	対象外	補助率：3/4 補助金額：30万円～75万円
小規模事業者	75万円を超えるもの	補助率：2/3 補助金額：50万円～200万円	補助率：1/12 補助金額：6.2万円～100万円
	75万円以下で 40万円を超えるもの	対象外	補助率：3/4 補助金額：30万円～56.2万円

受付期間

令和5年2月10日（金）～令和5年12月28日（木）

申請に関する詳細はホームページ（https://www.city.shizuoka.lg.jp/553_000152.html）にアップロードしていますのでご確認ください。

被災中小企業再建支援事業等補助金担当 連絡先：054-354-2673

HPIはこちら
からどうぞ



申請手続

県補助金対象の方

- 【中小企業者】
対象経費100万円を超えるもの
- 【小規模事業者】
対象経費75万円を超えるもの

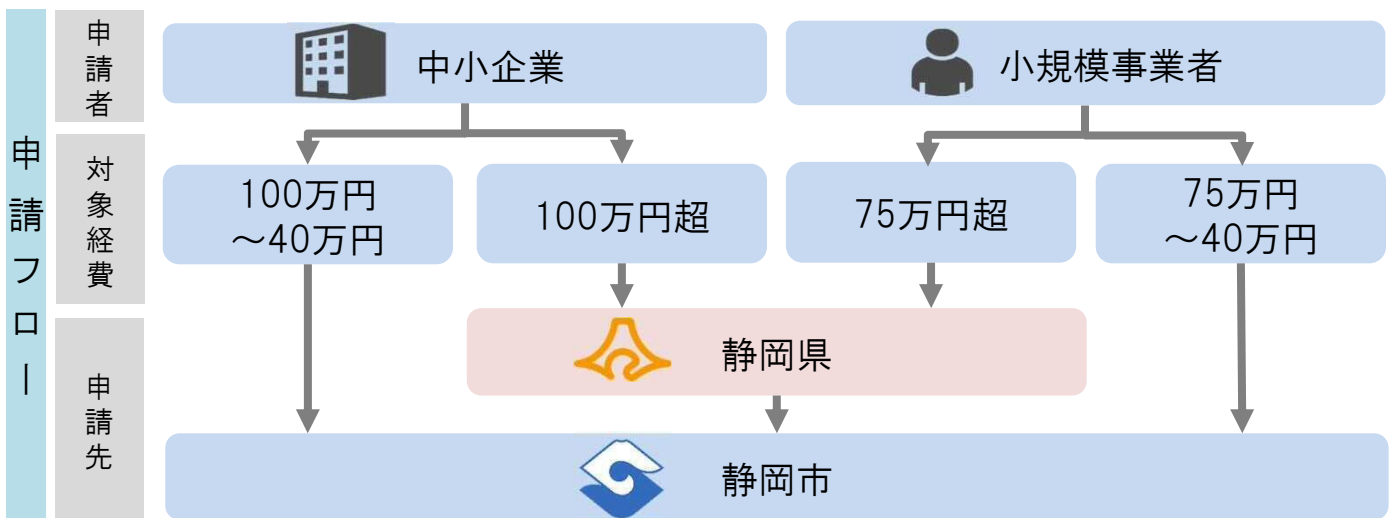
静岡市が静岡県から県補助金の交付決定者に関するデータを引き継ぎます。
引継ぎデータに基づき、対象事業者様へ補助金の手続方法を通知しますので、静岡県への申請後は、静岡市からの通知をお待ちください。

県補助金対象外の方

- 【中小企業者】
対象経費が100万円以下で、40万円を超えるもの
- 【小規模事業者】
対象経費が75万円以下で、40万円を超えるもの

静岡市ホームページから申請様式をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、静岡市産業政策課へ持参もしくは郵送にて申請してください。

【HPアドレス】
https://www.city.shizuoka.lg.jp/553_000152.html



支給の例

中小企業者	ケース① 補助対象経費が60万円の場合 県補助金:対象外 市補助金:45万円 県市補助金合計:45万円	県補助金対象外のため 市 へ申請
	ケース② 補助対象経費が240万円の場合 県補助金:120万円 市補助金:60万円 市県補助金合計:180万円	県補助金対象のため 県 へ申請
小規模事業者	ケース① 補助対象経費が40万円の場合 県補助金:対象外 市補助金:30万円 県市補助金合計:30万円	県補助金対象外のため 市 へ申請
	ケース② 補助対象経費が300万円の場合 県補助金:200万円 市補助金:25万円 市県補助金合計:225万円	県補助金対象のため 県 へ申請